

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防署	
件 名	梯子車(尾張小牧 88 1491 ) 保守点検業務について	
契 約 内 容	運転席、油圧発生装置、アウトリガージャッキ装置、リヤエプロン操作部、起伏装置、伸縮装置、梯子本体、傾斜矯正旋回装置、リフター装置、リフター本体、基礎操作部、梯子受け支柱、バスケット本体、バスケット操作部、安全装置、手動操作部に係る異常箇所の点検	
契 約 期 間	平成31年4月26日～令和元年6月30日	
契 約 締 結 日	平成31年4月26日	
契 約 相 手 方	株式会社モリテクノス中部営業所	
契 約 金 額	金345,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	・梯子車は、電子制御による特殊部分が多く製造関係業者しか点検ができないのが現状であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防署

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 企画調整担当	
件 名	救急業務高度化推進事業委託契約	
契 約 内 容	救急救命士が行う特定行為に対する指示業務、救急救命士等が行う救急活動に対する指導及び助言業務、救急救命士等が行った救急活動に対する医学的観点からの事後検証業務、救急救命士等の要請に基づく災害現場への医師派遣業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	医療法人医仁会 さくら総合病院	
契 約 金 額	265,020円 指示業務:145,011円、指導・助言業務:無償、事後検証業務(※昨年度ベースにて計算):120,009円予定(3,704円/件×約30件×1.08)、現場派遣業務:無償	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	円滑な救急業務を遂行する上で消防機関と救急医療機関との連携が必要不可欠であり、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士等の要請に基づく災害現場への医師派遣等によりメディカルコントロール体制の充実強化を図るため、医療機関のさくら総合病院と救急業務高度化推進事業委託を随意契約を行ったもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 企画調整担当

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 企画調整担当	
件 名	救急業務高度化推進事業委託契約	
契 約 内 容	救急救命士が行う特定行為に対する指示業務、救急救命士等が行う救急活動に対する指導及び助言業務、救急救命士等が行った救急活動に対する医学的観点からの事後検証業務、救急救命士が受講しなければならない医療機関での就業前研修、生涯教育研修及び救急隊員の病院研修業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	社会医療法人 志聖会 総合犬山中央病院	
契 約 金 額	1,359,108円 指示業務：375,030円、指導・事業業務：無償、事後検証業務(昨年度ベースにて計算)：280,022円予定(3,704円/件×約70件×1.08)、病院研修業務：704,056円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	円滑な救急業務を遂行する上で消防機関と救急医療機関との連携が必要不可欠であり、救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士等の病院研修等によりメディカルコントロール体制の充実強化を図るため、地域医療機関の総合犬山中央病院と救急業務高度化推進事業委託を随意契約を行ったもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 企画調整担当